

環境影響評価書案

—日野市万願寺第二土地区画整理事業—

I 総括

1. 事業者の氏名および住所

氏名：日野市 代表者 日野市長 森田喜美男

住所：東京都日野市神明一丁目12番地の1

2. 対象事業の名称

日野市万願寺第二土地区画整理事業

〔対象事業の種類：土地区画整理事業〕

3. 対象事業の内容の概略

日野市域は都心部より約1時間圏にあるため都市化の波が押し寄せ、日野市北東部の万願寺地区においても、農用地への工場の立地に加え、近年になって住宅の建設が著しく、住工の混在が目立っている。また、万願寺地区の東側を南北に貫く都市計画道路日3・4・8号線への多摩都市モノレールの併設並びに新駅の設置が計画されている。

日野市万願寺第二土地区画整理事業（以下「本事業」と称する）は、これらに対応できる健全な市街地を形成するため、土地区画整理事業により、早期に都市基盤の整備を行い、土地利用の増進を図るとともに良好な市街地環境を整えるものである。

なお、本事業の対象とする区域（以下「計画区域」と称する）とすでに整備が進んでいる中央自動車道南側地区（万願寺土地区画整理事業 127.2 ha）等と合わせ、土地区画整理事業の都市計画決定（256.5ha、昭和40年6月）がなされており、早急な整備が必要とされている。

表I-1 計画の概要

計 画 人 口	4,650 (人)	
区画整理区域面積	46.4 (ha)	
公共用地	道 路	12.6 (ha)
	河川・水路	0.8 (ha)
	公 園	1.7 (ha)
	計	14.6 (ha)
宅 地	30.0 (ha)	
保 留 地 *	1.8 (ha)	

(注) * 保留地は事業費への充当や一定の目的に使用するため、施行者が確保する土地である。

資料：「万願寺第二地区土地区画整理事業調査報告書
〔調査B〕 平成元年3月 日野市

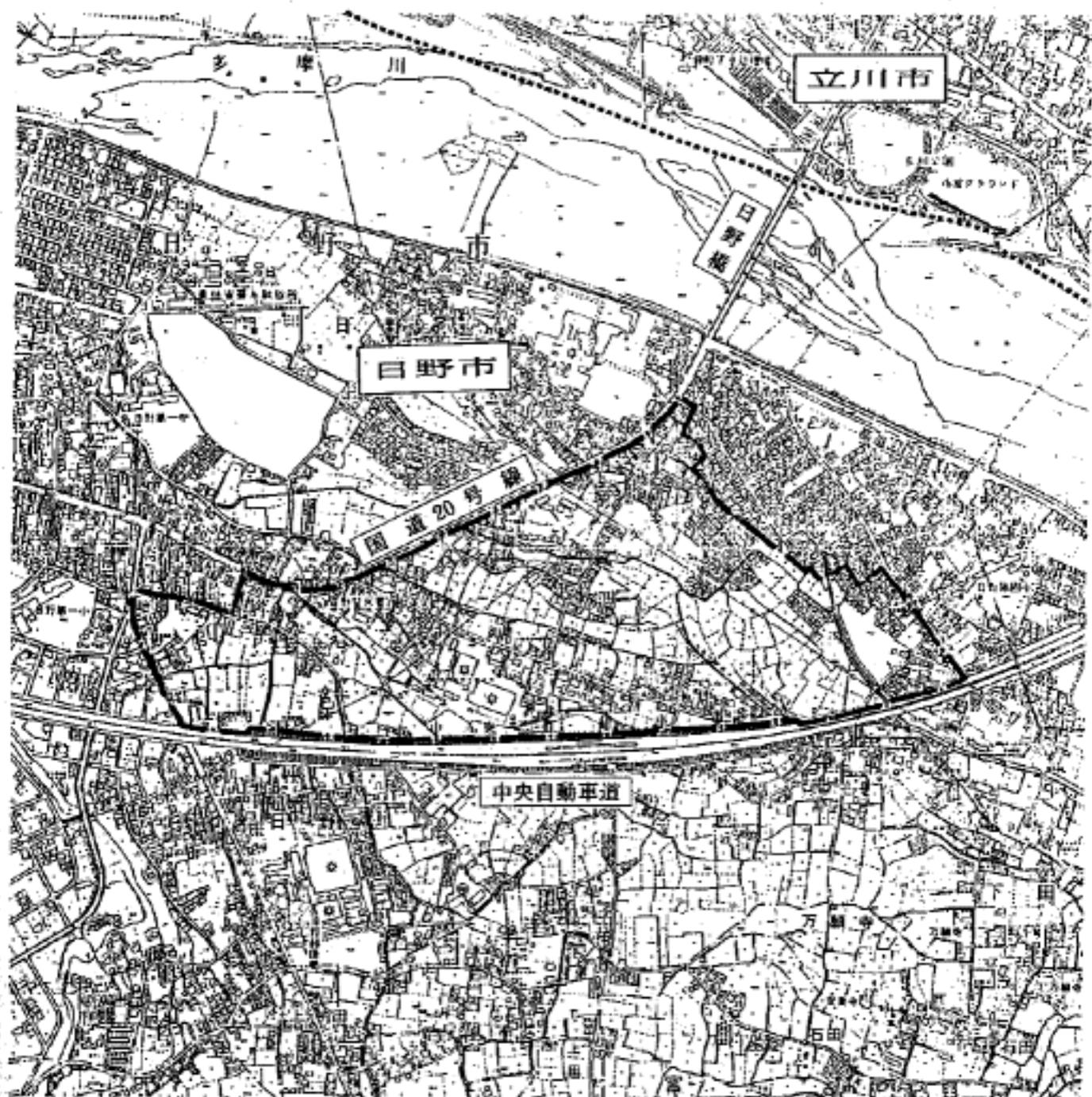
4. 環境に及ぼす影響の評価の結論

計画区域及びその周辺の現況、計画の内容等を考慮し、予測・評価項目を選定し、現況調査・予測及び評価を行った。なお、予測・評価項目の選定については、宅地及び道路、公園、供給施設等の都市基盤施設の整備を対象に選定した。環境に及ぼす影響の評価の結論の概要を次表に示す。

表1-2 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測項目	評 価 の 結 論
大 気 汚 染	<p>工事の施行中に整地工事等に伴う建設作業機械等の稼働によって発生する粉じんについては、風向・風速の気象条件の解析より、発生の可能性が少ないこと及び各種の対策を講じることによりさらに発生・飛散が軽減されることから、計画区域及びその周辺の大気質への影響はほとんどないものと考えられる。</p>
騒 音	<p>工事の施行中に整地工事等に伴う建設作業騒音については、工区界*での騒音レベルの最大値は82dB(A)、工区界から30mの騒音レベルの最大値は74dB(A)で、騒音規制法による特定建設作業の規制に関する基準値や、東京都公害防止条例による指定建設作業の勧告基準値から1～3dB(A)下回っている。</p> <p>また、実際の作業に当たってはさらに低騒音型建設機械の積極的な導入を図るとともに、機械の配置、稼働台数等に充分配慮して作業を行うため、周辺環境に対する騒音の影響は少ないものと考えられる。</p> <p>(注)*：工区界及び計画区域界を対象とし、以後“工区界”とする。</p>
振 動	<p>工事の施行中に整地工事等に伴う建設作業振動については、工区界での振動レベルの最大値は65dBで、振動規制法による特定建設作業の規制に関する基準値や、東京都公害防止条例による指定建設作業の勧告基準値から5～10dB下回っている。</p> <p>また、実際の作業に当たってはさらに低振動型建設機械の積極的な導入を図るとともに、機械の配置、稼働台数等に充分配慮して作業を行うため、周辺環境に対する振動の影響は少ないものと考えられる。</p>
水 質 汚 濁	<p>工事の施行中の整地工事等に伴い降雨により発生する濁水については、各種の対策を講じることにより、下流側の農業用水路及びそれらが流入する多摩川の水質（浮遊物質）への影響は軽微であり、周辺水域の水質は維持できるものと考えられる。</p>
陸 上 植 物	<p>工事の完了後において、約47%の地域が道路、商業地、工業地等の利用地として改変される。注目される植物個体である日野市の登録樹木はそのほとんどが住宅地内に保存されることになる。さらに、公園及び街路に植栽等の積極的な緑化を図るため、年数の経過とともに現況を上回る樹木群に被われた地域となり、本事業による陸上植物への影響は、ほとんどないものと考えられる。</p>

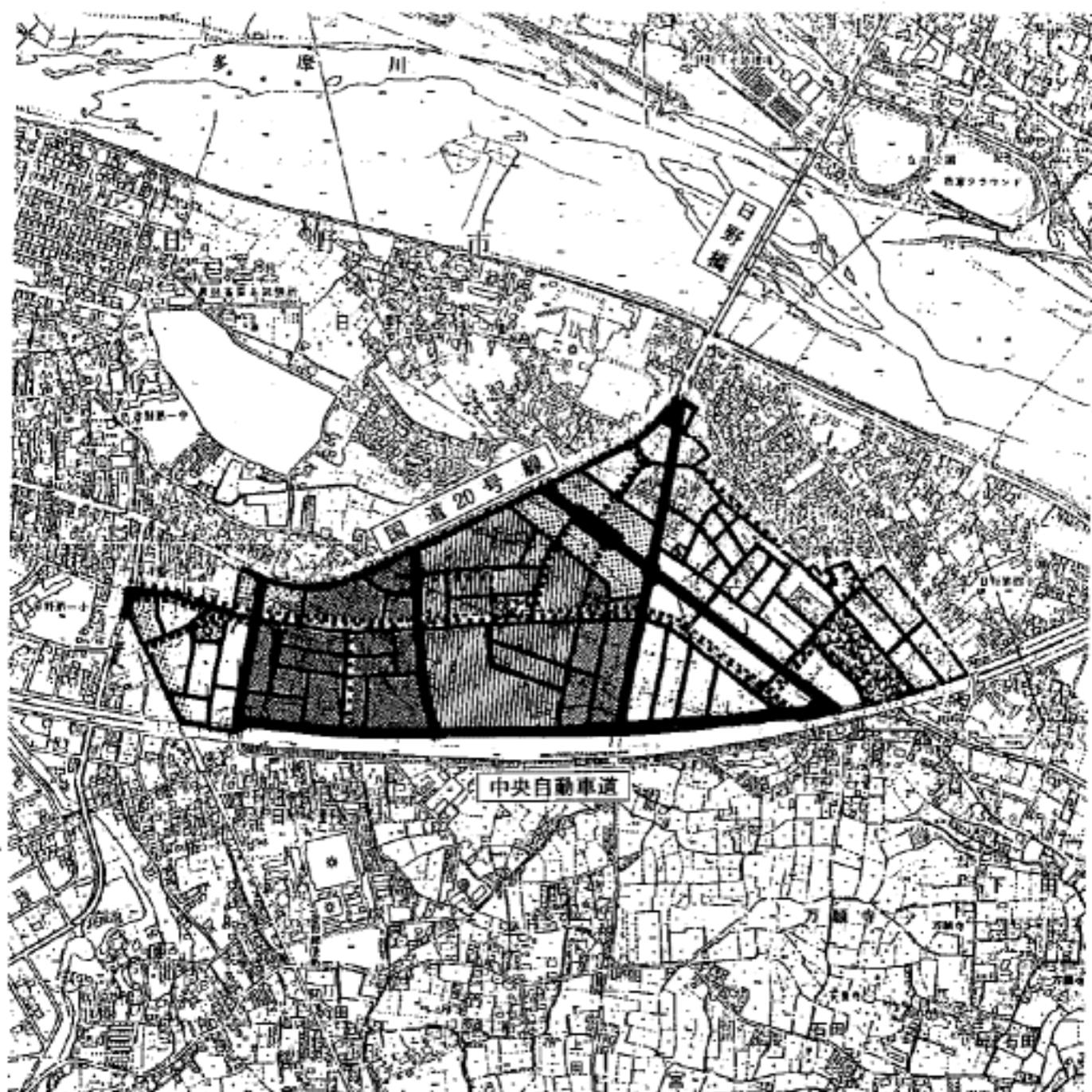
予測項目	評 価 の 結 論
陸上動物	<p>工事の完了後において、水田地域は盛土による改変を受けるため、これらの環境に依存する鳥類や昆虫類の生息は困難になるものと考えられる。しかし、年数の経過とともに、公園、街路、住宅地内等に植栽樹群が広く復元されるようになり、これらを生息環境とする比較的多くの鳥類や昆虫類がみられるようになると予測されることから、本事業による陸上動物への影響は、ほとんどないものと考えられる。</p>
水生生物	<p>工事の完了後において、水生生物の生育環境である水路が減少する。しかし、工事の完了後に整備される水路は、流水の維持、水質の改善、水生生物が生息しやすい構造にし、さらに、公園内に新たに池を設置する等、水生生物の生育環境は年数の経過とともに現況より著しく改善されることから、本事業の実施による水生生物への影響は、ほとんどないものと考えられる。</p>
景 観	<p>工事の完了後において、現在の雑然と密集した市街地は整然とした市街地に変化する。また、公園及び街路への植栽等による積極的な緑化を行うため緑の多い良好な市街地の景観が形成される。これらは、周辺的环境とも調和した景観となることから、本事業の実施による景観への影響はほとんどないものと考えられる。</p>
史跡・文化財	<p>工事の施行中に整地工事等に伴い改変される南広間地遺跡の埋蔵文化財は、文化財保護法に基づき記録保存または現況保存を行い、未周知の埋蔵文化財についても、文化財保護法等の規定に従って対処することから、計画区域の埋蔵文化財包蔵地への影響は最小限に止められるものと考えられる。</p>



図II-2-2 対象事業の区域図



凡	例
———	計画区域界
.....	行政区界



図II-2-3 土地利用計画図



凡 例	
---	計画区域界
——	都市計画道路
——	区画道路
.....	水路
-----	歩行者優先道路等
▨	商業地
▩	公園・緑地
▧	工業地
▦	住工等複合利用地
□	住宅地